

事務連絡  
平成30年4月13日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校主管課  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を 御中  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業について

平素より人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、法務省人権擁護局より、別添の「平成30年度『子どもの人権SOSミニレター』事業実施要領」に基づき、「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を、法務局・地方法務局の職員等が全国の小・中学校等に対し配布を行うとの連絡がありました。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校主管課におかれては、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、この事業への御協力につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

いじめや体罰の問題は、依然として生徒指導上の大きな課題となっています。これらは、子供に対する重大な人権侵害であり、早期発見・早期対応が重要です。各位におかれては、この事業の目的を御理解いただき、積極的な御協力をいただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- ・平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用（平成29年度版）
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」中学校用（平成29年度版）
- ※実際に配布される「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用・中学校用は、平成30年度版として現在製作中のものになります。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-6734-3297 (直)

FAX 03-6734-3735